

農地法施行規則第30条第6項の規定（農地転用に対する土地改良区の意見）による意見書

記載の農地に係る農地法4条の規定に基づく農地転用の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりである。

年 月 日

事務所

名 称

理事長

印

記

1. 本土地改良区の意見

本件申請農地の転用について、この農地は当土地改良区内の区域内農地であるが、農地転用に伴う措置等について転用事業者との協議が整い、且つ隣地農地及び用排水施設等にも支障がないものと認めたので、本件転用は事情やむを得ないものとしてこれを承認した。

2. 申請農地の表示、転用事業者、土地の所在等

岐阜県養老郡養老町

大字	字	地番	地目	地積	転用事業者	転用目的
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		